

小山工業高等専門学校不動産管理規則

制 定 平成 16 年 4 月 1 日

最終改正 平成 30 年 6 月 13 日

(趣旨)

第 1 条 小山工業高等専門学校（以下「本校」という。）所属の不動産の管理及び処分に関する事務の取扱いについては、独立行政法人国立高等専門学校機構不動産管理規則（以下「不動産管理規則」という。）及びこの規則の定めるところによる。

(総括責任者)

第 2 条 校長は、不動産管理の総括をするものとする。

(管理の機関)

第 3 条 不動産管理規則第 9 条第 1 項に規定する不動産管理役は、事務部長とする。

(不動産監守者等)

第 4 条 不動産管理役は、不動産の適正な管理を図るため、不動産監守者及び不動産補助監守者（以下「監守者等」という。）を置く。

2 監守者等の指定及びその担当する監守区域については、別表のとおりとする。

(火元責任者)

第 5 条 監守者等の事務のうち、火気取扱いについての事務を補助させるものとして火元責任者を置く。

2 前項の火元責任者は、補助監守者をもって充てる。

(監守者の責務)

第 6 条 監守者は、その担当監守区域の不動産について次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- 一 不動産利用状況の点検
- 二 火気使用箇所及びその周辺の火災防止措置の徹底
- 三 化学実験室、燃料庫における危険薬品、燃料等の管理状況の点検整備
- 四 電気及びガス器具の管理状況の点検整備
- 五 消火器具の点検整備
- 六 防火用水の点検整備
- 七 避雷装置の点検整備
- 八 屋根及び樋等のき損状況の点検整備
- 九 排水施設の点検整備
- 十 土地の境界標その他標識類の点検整備
- 十一 その他監守上必要と認める事項

2 補助監守者は、前項に規定する監守者の行う業務を補助するものとする。

(鍵の取扱い)

第 7 条 建物等の鍵の取扱いについては鍵取扱責任者を置き、補助監守者をもって充てる。

(不動産に異状を認めた場合の措置)

第 8 条 監守者等は、その監守区域内の不動産について破損その他第 6 条第 1 項各号にかか

わる異状を認めた場合、速やかに修繕等の措置を行うものとする。また、重大なものについては事情を詳記した書面を不動産管理役に提出し、その指示を受けるものとする。

(事故による滅失、き損の報告)

第9条 監守者は、その監守区域内の不動産について天災、火災その他の事故により滅失し、又はき損した場合は、直ちに当該滅失又はき損について次の各号に掲げる事項を記載した報告書を不動産管理役に提出しなければならない。

- 一 事故発生の原因及び日時
- 二 被害の状況
- 三 事故の詳細な経過及び保全のためとった応急措置
- 四 平素の管理状況
- 五 その他参考事項

(不動産の使用)

第10条 本校の教職員、学生その他の者が不動産を使用するに当たっては、当該財産の管理に関する業務に支障を及ぼさないようにしなければならない。

2 不動産を本校関係者以外の者に使用させる場合の取扱いについては、別に定める。

(不動産管理役の専決)

第11条 不動産の管理に関して、この規則に定めのない事項で定めを必要とする場合は、不動産管理役の裁定によるものとする。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年6月13日から施行する。